

●香川県告示第206号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和5年8月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 承認年月日

令和5年8月3日

2 承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長 佐々木 淑充

高松市番町四丁目15番18号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番、536番及び549番並びに朝日町六丁目584番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ令和3年10月11日付け3港湾第43491号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.56メートルにより決定）、②の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑨の地点までを順次に結ぶ昭和62年2月24日付け港収第13号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.36メートルにより決定）、⑨の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ昭和44年4月19日付け港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）及び①の地点と⑫の地点を結ぶ昭和43年12月27日付け港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 高松市朝日町四丁目496番15の国土地理院朝日南四等三角点（北緯34度21分07秒4043、東経134度04分10秒1961。以下「基点」という。）から51度58分7秒、552.88メートルの地点

②の地点 ①の地点から356度23分13秒、26.77メートルの地点

③の地点 ②の地点から86度19分15秒、0.93メートルの地点

④の地点 ③の地点から356度19分15秒、169.96メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から86度19分15秒、26.73メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から356度19分15秒、0.96メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から86度19分15秒、10.48メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から184度29分11秒、59.87メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から173度20分20秒、30.83メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から274度54分45秒、3.99メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から184度54分45秒、5.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から184度35分19秒、103.49メートルの地点

(3) 面積

4,838.31平方メートル

4 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番、536番及び549番並びに朝日町六丁目584番の地内並びに同地先
公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊸の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 基点から52度3分41秒、552.27メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から356度23分13秒、28.79メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から266度19分15秒、29.06メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から354度23分13秒、193.39メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から94度05分24秒、86.30メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から183度48分53秒、75.73メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から173度15分24秒、27.80メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から94度45分05秒、26.08メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から184度48分02秒、52.30メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から274度21分45秒、29.45メートルの地点

㊶の地点 ㊿の地点から184度31分09秒、77.67メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から274度31分22秒、10.32メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から4度27分25秒、20.36メートルの地点

(3) 面積

15,835.28平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地